# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

The Bank of Iwate, Ltd

最終更新日：2015年6月26日
株式会社岩手銀行
取締役頭取 田口 幸雄
問合せ先：総合企画部 松本 真一
証券コード：8345
http://www.iwatebank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当行は、創業以来「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という二つの経営理念を掲げております。経営環境が激変する中においても、引き続きこの経営理念を実践し、地域のリーディングバンクとしてお取引先や株主等の皆さまや地域社会の負託にこたえていくためには、自己責任に基づく経営の徹底はもとより、経営の透明性の向上、経営監視機能の強化等高い水準でのコーポレート・ガバナンスの確立と維持が必要と考えております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 860,700 | 4.65 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 712,900 | 3.85 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 703,074 | 3.80 |
| 岩手県企業局 | 611,980 | 3.30 |
| 岩手県 | 576,347 | 3.11 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS | 513,600 | 2.77 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 481,068 | 2.60 |
| 岩手銀行行員持株会 | 320,728 | 1.73 |
| 住友生命保険相互会社 | 300,000 | 1.62 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY | 292,100 | 1.57 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 12 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 三浦　宏 | 他の会社の出身者 | | | | ○ | | | | | | | |
| 高橋　温 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |
| 宇部　文雄 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 三浦　宏 | | 三浦氏は、当行を主要な取引先とする株式会社岩手日報社の代表取締役会長を務めております。<br><br>当行と株式会社岩手日報社との取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。 | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。 |
| 高橋　温 | ○ | 高橋氏は、当行の取引先である三井住友信託銀行株式会社の取締役会長を平成23年3月まで務め、現在は同社の相談役の地位にあります。<br><br>当行と三井住友信託銀行株式会社との取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。 | 銀行経営者としての豊富な金融実務経験や幅広い専門的な識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。<br><br>当行と同社の取引規模および性質に照らして、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 宇部　文雄 | ○ | 宇部氏は、過去（平成24年6月まで）に当行の主要な取引先である東北電力株式会社の取締役副社長を務めておりました。<br><br>当行と東北電力株式会社との取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。 | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。<br><br>同氏が業務執行者であった東北電力株式会社における当行の預貸シェアはどちらも2%程度であることから、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |

| | |
|---|---|
| 監査役の人数 更新 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査役監査につきましては、本部業務監査及び営業店への臨店監査を定期的に実施しているほか、監査部及び会計監査人と連携・情報交換を重ねながら、監査を実施しております。また、会計監査人との連携としましては、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換するとともに、往査に立ち会うなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。
2. 内部監査につきましては、全ての業務部門から独立した監査部（スタッフ18名）を内部監査部署としております。監査部は、内部管理態勢等の適切性・有効性の検証を行い不正過誤を防止する目的で、全ての本部、営業店並びに子会社及び関連会社を対象として監査を実施しているほか、有価証券報告書及び財務諸表等の作成に関し、内部統制の有効性評価を行うための内部監査を実施しております。また、監査役とは、情報交換を行って連携を深め、客観的かつ効率的な監査を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 池田　克典 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 小原　忍 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 吉田　瑞彦 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 池田　克典 | ○ | 池田氏は、元岩手県職員・元盛岡市副市長であり、同氏を独立役員として指定しております。<br><br>当行と同氏との間には、一般株主と利益相反を生じさせる取引はございません。 | 豊富な行政経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。<br><br>同氏は経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 小原　忍 | | 小原氏は、現在、株式会社岩手めんこいテレビの取締役副社長及び株式会社マ・シェリの代表取締役社長として、これらの法人の業務執行者等の地位にあります。<br><br>当行と同氏及びこれらの法人との間の取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。 | 経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 |
| 吉田　瑞彦 | ○ | 吉田氏は、元岩手弁護士会会長であり、同氏を独立役員として指定しております。<br><br>当行と同氏との間の取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。 | 弁護士としての専門的な知識と経験を当行の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。<br><br>同氏は経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 4 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と株式価値との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役 |

該当項目に関する補足説明

社外取締役につきましては、その役割を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権は割り当てないものといたします。

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度の報酬については、有価証券報告書および事業報告にて取締役・監査役・社外役員別に各々の総額等を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定め、社外取締役を含む取締役の報酬額を「年額260百万円以内」、監査役の報酬額を「年額60百万円以内」としております。また、この報酬限度額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして年額80百万円の範囲で新株予約権を割り当てることを株主総会で決議しております。
2. 報酬体系については、取締役（社外取締役を除く）は、「確定金額報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストックオプション」で、社外取締役及び監査役は、「確定金額報酬」で構成されております。
3. 確定金額報酬は、定時株主総会終了後の取締役会及び監査役会において、支給対象者の職務、経験等に徴し、報酬月額を決定しております。役員賞与は、別途定める内規に基づき、事業年度の業績及び当該役員の業績貢献度等を勘案のうえ金額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションは秘書室であります。取締役会の開催の案内、資料の準備、その他情報の伝達を担当しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 当行のガバナンス機構につきましては、社外取締役の選任と監査役会及び内部監査部門等との連携を基本とした体制を構築しております。
2. 取締役の職務執行に対しては、取締役会及び監査役により監視を行っております。前述の社外監査役のほか、取締役12名中3名の社外取締役が選任されており、より多面的な観点からの監視を実施しております。
3. 監査役会につきましては、監査役4名（男性3名・女性1名）により組織され、うち3名（男性2名・女性1名）が独立性の高い社外監査役であります。
4. 業務執行体制につきましては、取締役会とともに、取締役会からの委任事項について協議・決定する機関として常務会及びコンプライアンス委員会を設置しておりますほか、執行役員制度を採用しております。また、コンプライアンス委員会を常務会に準じる機関と位置づけるなど、コンプライアンス重視の体制強化を図っているほか、オペレーショナル・リスク委員会、信用リスク委員会等を設置し、各種委員会からの報告体制を整備しております。
5. 会計監査につきましては、会計監査人に、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、福田厚氏、奥村始史氏、成田孝行氏の3名であり、補助者は公認会計士6名、その他17名であります。
6. 平成26年度における監査報酬の内容（監査公認会計士等に対する報酬の内容）
   ・提出会社
   監査証明業務に基づく報酬 55百万円
   非監査業務に基づく報酬 0百万円
   ・連結子会社
   監査証明業務に基づく報酬 －百万円
   非監査業務に基づく報酬 －百万円

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としましては、経営に対する監督機能の強化にあたっては、取締役会機能の充実や社外取締役の招聘、独立性の高い社外監査役の選任等による監査役機能の強化等を通じて進めることが望ましいとの考え方に基づくものです。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会招集ご通知を平成27年6月1日に株主の皆さまへ発送しており、株主総会開催日（平成27年6月23日）の3週間前と早期発送に努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | より多くの株主に出席いただくことを目的として、集中日を回避した株主総会の設定に努めております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 株主総会に出席できない株主の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としております。 |
| その他 | 当行では株主総会のビジュアル化にも取り組んでおります。これは、株主総会において事業報告に加えてグラフや図表を取り入れた映像や資料を用いて経営内容等のご説明を行うもので、ふだん銀行の財務諸表になじみの薄い株主の皆さまにも、当行の経営内容へのご理解を深めていただきたいという趣旨から実施しているものです。また、報告事項の説明を株主の皆さまにより聞きやすく伝えるため、プロによるナレーションを実施しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算内容や経営戦略を中心とした個人投資家向け会社説明会を年2回開催しております。出席者は100名前後であります。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算内容や経営戦略を中心としたアナリスト向け会社説明会を年1回開催しております。出席者は100名前後であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当行HPの「株主・投資家の皆さま」（IRサイト）において、ディスクロージャー誌、財務指標の推移、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告、株主総会招集通知、プレゼン資料等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 総合企画部広報CSR室内にIR担当を配置しております。 | |
| その他 | 県内主要地区（10地区程度）、仙台、八戸において、取引先向け会社説明会を年1回開催しております。また、随時、ワン・オン・ワンなどの個別ミーティングを開催しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、多くのステークホルダーの皆さまのご理解とご協力をいただき、地域との共存共栄をめざしてまいります。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 社会貢献活動への取組みとしましては、田野畑村での植樹活動や、スポーツを通じた子供たちとの交流イベントなどを実施しました。<br>文化振興事業としましては、国の重要文化財である旧中ノ橋支店の活用と周辺地域の活性化をテーマにしたシンポジウムを開催し、地域全体で“赤レンガ”の活用方法について協議を進めていくこととしました。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「情報開示の信頼性の向上」にむけ、引き続き広報・IR活動の強化を通じて、投資家ニーズに適応した情報提供を実施していくこととしております。 |
| その他 | 平成25年4月からの新中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」において、「ダイバーシティ・マネジメントの実践」を重点推進項目に掲げており、若手行員の育成強化や女性行員の活躍の場を拡大することにより、組織の活性化を図っております。<br>【役員、役席への女性の登用状況】<br>・監査役4名のうち、女性1名（社外監査役）を選任しております。<br>・役席者については、女性の占める割合が年々増加しており、平成27年4月1日現在、<br>全役席者のうち、10．35%が女性となっております（女性役席者77名／全役席者744名）。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。
　コンプライアンス体制としては、常務会に準ずる機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部及び営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。一方、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。
　取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。
　大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」を定めております。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。
　取締役は、「業務執行規程」及び「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。
5．当行及び当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役の中からグループ会社の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」及び「関連会社運営要領」に基づき、関係部署がグループ会社における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。
　また、連結経営に対応したグループ会社の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査及び会計監査人による外部監査を実施しております。
　一方、当行と当行グループ会社間の取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っております。
　また、連結ベースでの財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。
7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
　補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。
　また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動及び考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。
8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。
取締役及び使用人は、監査役が当行の業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。
9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署及び会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

### 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当行は、「岩手銀行行動憲章」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係遮断を徹底します」という基本方針を掲げており、反社会的勢力による不当要求には一切応じないほか、不正な資金獲得の未然防止に努めるなど、組織一体となって同勢力との関係を遮断してまいります。
2．反社会的勢力排除に向けた体制整備状況
（1）当行では、反社会的勢力排除に関する統括部署を設置し、同勢力への対応に係る方策の立案、行内への指示・指導等を行うこととしております。
（2）当行では、「コンプライアンスマニュアル」に反社会的勢力への対応方針のほか、具体的な応対方法や留意点等について定めております。
（3）当行では、反社会的勢力に関する情報を統括部署が一元管理するほか、当該情報はグループ会社間で共有し、グループ一体となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
（4）当行では、各種規定に暴力団排除条項を導入し、同勢力との取引排除に向けた行内ルールを定め、周知徹底を図っております。
（5）当行では、岩手県銀行警察連絡協議会の会員行として、警察、岩手県暴力団追放推進センター、民事介入暴力対策担当の弁護士等との連携強化を図っております。
（6）当行では、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備を年度毎に策定する「コンプライアンスプログラム」に継続的に組込み、方策の見直しや各種集合研修等による教育啓蒙に取組んでおります。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制
（1）情報開示の手続きは、総合企画部が東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」に基づいて行っております。また、総合企画部を所管する取締役は、情報取扱責任者として、情報開示を監督しております。
（2）決算関連の情報は、総合企画部が取りまとめ、取締役会もしくは常務会に付議し、承認を得たうえで、情報開示を行っております。
（3）決算関連以外の情報は、当該情報を所管する部署が総合企画部へ報告し、代表者並びに情報取扱責任者の決裁を得て、情報開示を行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

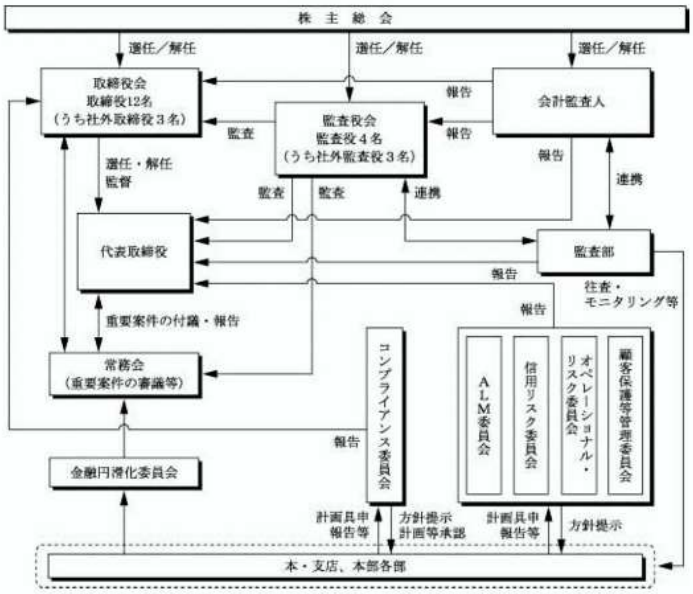


【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

